

事故発生時における子育て王国課の体制について

R3. 10. 28
子育て王国課

○施設等 ※1 において重大事故が発生した際、県（子育て王国課）は下記体制により対応を行っていく。

※1 認定こども園、保育所、私立幼稚園、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、届出保育施設

<Phase1>
事故発生当日に
電話にて第一報

施設等

子育て王国課

(保育・幼児教育担当)

- ・担当電話：0857-26-7150 (平日：8:30~17:15)
- ・公用携帯：080-5728-5933 (早朝、夜間、土日、祝祭日)
- ・メール：kosodate@pref.tottori.lg.jp
- ・FAX：0857-26-7863

総括 内藤補佐
担当 北岡主事
太田主事

<Phase2>

第一報受理後、下記事項について速やかに確認し、国へ第一報を報告（事故発生当日（遅くとも翌日））する。

子育て王国課・市町村

◆ 死亡・意識不明（人口呼吸器を付ける、ICUに入る等）を伴う事故か否か？

NO ↓ YES

施設等
訪問

市町村と連携して、施設等訪問を実施

(私立幼稚園(新制度未移行園)、中核市以外に住所を置く認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業については、子育て王国課のみで訪問)

〔認定こども園(保育所型を除く)、私立幼稚園〕

内藤補佐、田中係長(、前田主事)

〔上記以外〕

内藤補佐、野口係長(、北岡主事、太田主事、玉手主事)

現地を確認するとともに、

「事故現場の保存、事故状況の記録、保護者・報道への対応」を助言・指導

現地確認後

国報告※2
(第一報)

〔北岡主事(、井本主事、川上非常勤)〕

現地確認後

知事報告

国報告※2
(第一報)

〔北岡主事(、太田主事、川上非常勤)〕

事故発生1カ月以内(適宜フォロー)

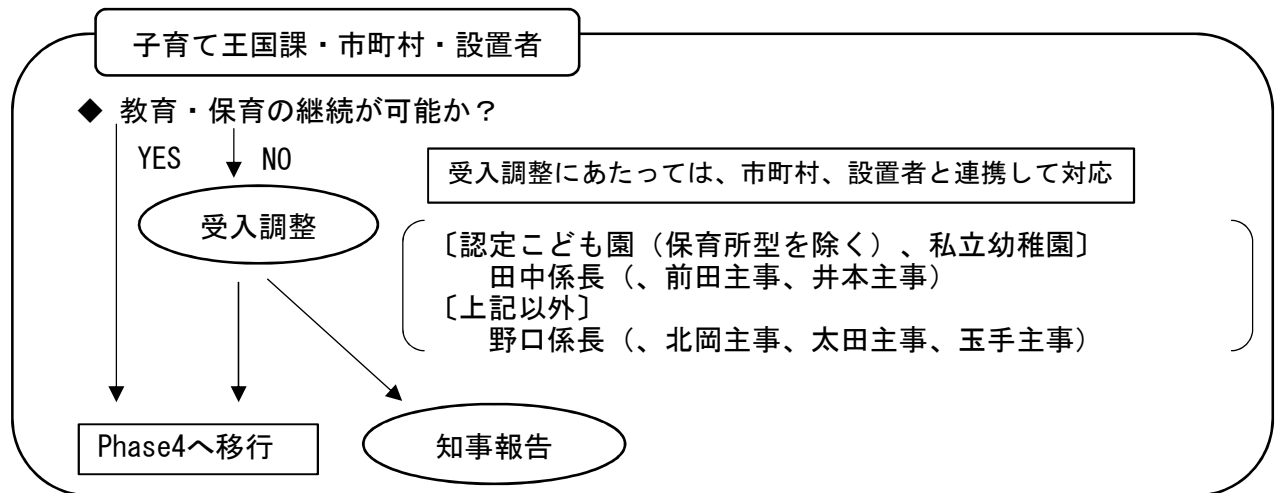
国報告※2
(第二報)

第二報時に事故に遭った児童の治療が完了していない場合は、治療完了まで国へ追加報告を行う。

※2 川上課長又は内藤補佐の確認を得た上で、国へ報告

<Phase3>

Phase2と併せて、事故に遭った子ども以外の子どもの教育・保育の継続の可否を確認し、状況に応じて、市町村、設置者と連携して受入調整を行う。



<Phase4>

施設等の職員が行った記録や現場確認の結果を取りまとめて事実関係を整理し、その結果、判明した危険要因について、全ての施設等に対し周知を行う。

また、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（内閣府、文部科学省、厚生労働省連名通知）に基づき、死亡事件事案及び県において検証が必要と判断した事案について、検証委員会・調査委員会を設置等し、検証を行う。

